

市有地一時貸付

一時貸付入札
応募要領



申込期間：2018年12月11日（火）～2019年1月22日（火）
入札日：2019年1月25日（金）

2018年12月
千葉市

《市有地一時貸付は》

一時貸付入札方式による市有地一時貸付は、市が定めた最低貸付価格以上で最も高い価格で入札された方に市有地を一定期間お貸しする方法です。

入札を希望される方は、この要領をよくお読みになり、現地及び関係法令等を必ず調査確認の上、お申し込みください。

- 現状有姿での貸付となります。
- 地盤、地下埋設物、土壌等の調査は実施しておりません。
- 電気・上下水道・ガス等の引き込み、その他貸付物件を使用するために必要な手続き及び費用は、原則落札者負担となります。
- 貸付期間満了、またはその他の理由により本貸付が終了する場合は、本物件を原状に回復して本市に返還しなければなりません。
- 落札者の自己都合や契約違反による途中解約等は、損害賠償等が発生いたしますのでご注意ください。
- ご不明な点がございましたら、
千葉市財政局資産経営部管財課 TEL043-245-5081 まで
お問い合わせください。

市有地一時貸付の流れ(概要)

市有地一時貸付は、一般競争入札により、市が定めた最低貸付価格以上で最も高い価格で入札された方を落札者として決定する方法です。

1 参加申込受付

受付期間 2018年12月11日(火) から 2019年1月22日(火) まで
「一時貸付入札参加申込書」・「誓約書」に必要事項を記入・押印の上、関係書類を添えて、千葉市役所5階管財課に受付期間内に郵送(受付期間内必着)するか、直接持参してください。

2 参加受付書の交付

受付手続きを終了された方に「一時貸付入札参加受付書」を交付いたします。

3 入札の実施

入札日時 2019年1月25日(金) 13時30分～
場 所 千葉市役所 5階 資産経営部会議室

4 普通財産借受申請書の提出

2019年2月8日(金)までに、「普通財産借受申請書」を関係書類添付のうえ、提出していただきます。(申請書は入札終了後、落札者にお渡しします。)

5 契約の締結 及び 契約保証金の支払

2019年2月28日(木)までに、土地賃貸借契約を締結していただきます。契約を締結されない場合には落札は無効となります。

また、契約締結と同時に契約保証金をお支払いしていただきます。

6 貸付の開始

貸付期間の初日に、貸付物件を引き渡します。
※物件調書により定めた指定用途に供することができます。

7 貸付料の支払

本市が発行する納入通知書により、指定した日までに、2018年度分の貸付料を指定金融機関でお支払いしていただきます。2019年度分以降も同様です。

一 時 貸 付 物 件 一 覧 表

入札日：2019年1月25日（金） / 場所：千葉市役所 5階 資産経営部会議室

物件番号	所在地番	登記地目	貸付対象面積(㎡)	指定用途	貸付期間	入札時間	最低貸付価格(月額)
1	若葉区若松町704-4	山林	164.20	駐車場用地	2019年3月1日 ～2022年3月31日	13時30分～	7,345円
2	美浜区高洲1丁目 1-527	宅地	81.65	駐車場用地	2019年3月1日 ～2022年3月31日	14時00分～	33,198円
3	緑区誉田町1丁目 808-79,-80	宅地	39.11	広告看板用地 自販機設置用地	2019年3月1日 ～2022年3月31日	14時30分～	4,609円
4	中央区松ヶ丘町27-13	宅地	53.85	広告看板用地 自販機設置用地	2019年3月1日 ～2022年3月31日	15時00分～	12,001円
5	中央区蘇我4丁目 657-13	田	82.79	広告看板用地 自販機設置用地	2019年3月1日 ～2022年3月31日	15時30分～	7,128円
6	中央区星久喜町153-5	雑種地	165.43	駐車場用地	2019年3月1日 ～2022年3月31日	16時00分～	26,750円

※別途「物件調書」により、物件概要あり

一時貸付入札 応募要領

1 入札参加者の資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（1947年政令第16号）第167条の4（9頁参照）の規定に該当しないこと。
- (2) 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件（12頁別表参照）に該当しないこと。
- (3) 法人市民税又は個人市民税の未納がないこと。
- (4) 物件調書に記載されている申込物件に係る入札参加資格を満たすこと。

2 入札の参加方法等

入札に参加するには事前に申込みの手続きが必要です。

※ 一時貸付入札参加受付書が交付されていない方は入札に参加できません。

(1) 申込み方法

申込み方法には、「直接持参」と「郵送」の2通りの方法があります。

本要領に添付（コピーして使われても結構です。千葉市ホームページ上でもダウンロードできます。）の「一時貸付入札参加申込書」・「誓約書」に必要事項を記入・押印の上（14頁・15頁参照）、下記書類を添えて、後記（3）申込受付場所に直接持参するか郵送してください。（申込時には委任状の添付は不要です。）

※ 添付書類（入札執行日の前3か月以内発行のもの）

- ・ 法人の場合……………^{※1}『登記事項証明書』、『法人市民税納税証明書』各1通
※1（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
- ・ 個人の場合……………『官公署が発行した住所の記載されている本人証明書類の写し又は住民票の写し』、『個人市民税納税証明書』各1通
- ・ 屋外広告業を行う事業者は『屋外広告業者登録証』の写しを提出してください。
- ・ 連名で申込む場合は、連名者全員の添付書類が必要です。

(2) 申込受付期間及び時間

2018年12月11日（火）から2019年1月22日（火）までの期間で、午前9時～正午・午後1時～午後5時に直接持参の受付をいたします。

なお、上記期間であっても閉庁日（土曜、日曜日及び祝日）の受付は行いません。

(3) 申込受付場所

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所 5階 財政局資産経営部 管財課

(4) 郵送受付

郵送で申込む場合は、必ず郵便物の受領と配達記録の残る「簡易書留」にてご郵送ください。(16頁参照)

2019年1月22日(火)までの必着とします。(1月23日(水)以降の到着分は無効となります。)

(5) 一時貸付入札参加受付書

受付手続きを完了された方には、「一時貸付入札参加受付書」を交付します。

この受付書は入札に必要となりますので、大切に保管してください。

(郵送で申込まれた方は、入札日当日受付時にお渡しします。)

(6) 入札参加にあたっての留意事項

- ① 一時貸付入札の落札者で、契約の辞退をされた場合は、今回の入札日から1年間、市有地貸付の応募ができなくなりますので、ご注意ください。
- ② 現地説明会は行いませんので、入札参加者は必ず事前に現地を確認してください。
- ③ 「一時貸付入札参加申込書」は楷書で記入してください。記入間違い、不備などがありますと申込みが無効となる場合があります。
- ④ 本入札に当たって、入札保証金の徴収は免除としますが、落札者が契約締結前に契約を辞退した場合は、落札額の100分の3の金額を違約金として徴収します。

3 落札者の決定方法等

市が定めた最低貸付価格以上で、最も高い価格をつけた方を落札者として決定します。

(1) 入札及び開札の日時・場所

期 日	2019年1月25日(金)
入札時間	『一時貸付物件 一覧表』(3頁)記載のとおり
場 所	千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 5階 資産経営部会議室

※入札の受付は入札開始時間の10分前から行います。入札時間になると会場を閉鎖し、それ以降の入場は認められませんので、余裕を持ってお越しください。

(2) 入札への参加者

- ① 「一時貸付入札参加受付書」に記載された本人又は代理人が参加することができます。
- ② 法人の代表権の無い方や、個人でやむを得ず代理人の方が入札に参加される場合は、「委任状」(本要領に添付のもの。もしくは千葉市ホームページ上でもダウンロードできます。)が必要となります。

(3) 入札方法等

- ① 入札参加者は、所定の「入札書」に必要な事項を記入し、記名・押印の上、封筒に入れて所定の入札箱に投函してください。
- ② 入札書に記載する入札金額は、**1か月の貸付料の金額**を記載してください。
- ③ 「入札書」は、当日受付に用意してありますが、本応募要領に添付しているものをコピーして使われても結構です。また、千葉市ホームページ上でもダウンロードできます。

なお、記入方法については、17頁をご参照ください。

- ④ 投函された「入札書」は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできませんので、十分ご注意ください。

- ⑤ 開札は入札後直ちに行います。
- ⑥ 落札者となるべき入札者が同価格により2者以上あるときは、それぞれの入札者により、くじによって落札者を決定します。

(5) 入札結果の公表

千葉市ホームページ上において、内容（入札参加者数、落札者名及び落札価格）を後日公表します。なお、落札者が個人であった場合、氏名は公表しません。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札参加資格の無い者がした入札
- ② 記入事項の不明な入札又は記名押印のない入札
- ③ 金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札
- ④ 同一物件の入札について他人の代理人を兼ね、又は2通以上の入札をした者の入札
- ⑤ 入札に関し不正行為のあった入札
- ⑥ その他入札条件に違反した入札

4 契約の締結等

- (1) 落札者には入札終了後、契約に必要な書類をお渡しします。
- (2) (1)でお渡しする書類のうち「普通財産借受申請書」を関係書類添付の上、2019年2月8日（金）までに提出してください。
- (3) 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
- (4) 契約締結と同時に、別途発行する納入通知書により「契約保証金」を納入してください。
- (5) 「貸付料」は、別途発行する納入通知書により指定期日までに納入してください。

5 貸付条件

(1) 貸付期間

物件調書で定めた貸付期間とし、更新はできないものとします。
ただし、市の施策により貸付期間を延長する場合があります。
落札者による設置工及び撤去工等に係る期間についても、貸付期間に含まれます。

(2) 貸付料等

① 貸付料

市が定めた最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格の入札額（月額）とします。
貸付料は、別途発行する納入通知書により、毎月指定した日までに納入していただきます。なお、既に納付した貸付料は返還しません。
また、指定した日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払わなければなりません。

② 必要経費等

貸付期間中における物件の維持管理に必要となる経費は落札者の負担とします。

(3) 契約保証金

- ① 本件契約締結と同時に契約保証金として契約総額（落札金額×契約月数）の10分の1以上の額を納入してください。
- ② 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当します。
- ③ 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、落札者の請求に基づき利息を付さずに返還します。
- ④ 落札者が本件契約上の義務を履行しないときは、千葉市は本件契約を解除します。この場合、納入された契約保証金は千葉市に帰属することになります。

(4) 指定用途

落札者は貸付物件を物件調書に記載の用途として利用することとします。詳細は物件調書をご覧ください。

(5) 契約の解除

契約締結の日から契約期間満了の日までにおいて、落札者が貸付物件について、本市の承諾を得ないで以下に該当することとなった場合には、千葉市は本件契約を解除できるものとします。

- ① 指定用途に供すべき期日までに、指定用途に供せない場合
- ② 契約期間中に指定用途に供さなくなった場合
- ③ 指定用途以外の用途に供した場合

6 現状有姿の貸付

- (1) 土地は、現状有姿での貸付となります。
- (2) 地盤、地下埋設物、土壌等の調査は実施しておりませんので、事前に調査をされる方は、必ず管財課へご連絡の上、実施するようにしてください。
- (3) 電気・上下水道・ガス等の引き込み、その他貸付物件を使用するために必要な手続き及び費用は、落札者負担となります。
- (4) 必ず現地及び関係法令等をご確認してください。
- (5) 貸付物件について、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、全て落札者において行っていただきます。

7 落札者の義務

次のことを遵守してください。

- (1) 貸付物件を指定用途以外の用途に供してはならないこと。
- (2) 貸付物件の貸付に係る権利を第三者に譲渡してはならないこと。
- (3) 貸付期間中は、善良な管理者としての注意をもって、貸付物件の維持保全に努めるものとし、これにかかる経費は借受人の負担とする。
- (4) 貸付物件を指定用途に供することに起因する問合せ及び苦情については、落札者の責任において対応するとともに、敷地内に連絡先を明記すること。
- (5) 貸付物件の貸付期間満了、またはその他の理由により本貸付が終了する場合は、指定期日までに原状回復すること。

8 瑕疵担保

落札者は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、貸付料の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。

9 その他

入札・契約にあたっては、この要領に定めるもののほか、地方自治法、千葉市契約規則、千葉市公有財産規則、その他関係法令等を遵守してください。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市（以下「本市」という。）が締結する貸付、貸借、請負その他の契約（以下「本市契約」という。）の適正な履行を確保するため、本市契約から暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（1991年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の介入を排除する措置について、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(千葉県警察への照会)

第2条 市長は、千葉県警察（以下「県警」という。）以外の機関等から本市契約における競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）、若しくは本市契約又は本市契約に関連する契約を締結し、又は締結しようとするものが別表に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する旨の情報提供があったときは、「千葉市が締結する競争入札等における暴力団排除措置に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、県警に対して照会するものとする。

(入札からの排除)

第3条 市長は、本市契約のために一般競争入札又は指名競争入札を行うに際し、入札参加資格を有するとされた者が契約締結までの間に、措置要件のいずれかに該当するもの（以下「措置要件該当者」という。）であると認められたときは、その者の入札参加資格の取消し又は指名の取消し、若しくは落札決定を取消すものとする。

- 2 前項の規定は、措置要件該当者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合（以下「官公需適格組合」という。）についても適用する。
- 3 市長が第1項から前項までの規定により入札参加資格の取消し又は指名の取消し、若しくは落札決定の取消しを行なったときは、当該措置要件該当者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、当該通知を省略することができる。

(指名停止等)

第4条 市長は、有資格業者が措置要件該当者であると認められたときは、同表に定める期間、当該有資格業者に対し千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領及び千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づき指名停止を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合について、当該有資格業者と同一期間指名停止を行うものとする。
- 3 市長が指名停止を行ったときは、本市契約のために一般競争入札を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者の入札参加資格を認めてはならない。
- 4 市長が指名停止を行ったときは、本市契約のために指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、別表に定められた期間を経過し、かつ、改善されたと認められるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。
- 6 市長は、第1項又は第2項の規定により指名停止を行い、若しくは第5項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要

がないと認める相当な理由があるときは、当該通知を省略することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第5条 市長は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。

- (1) 第4条第1項及び第2項の規定による指名停止の期間中の有資格業者
- (2) 有資格業者以外のもので、措置要件該当者であると認められた者
- (3) 前2号に該当する者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合

(下請負の禁止)

第6条 市長は、前条各号に掲げる者が本市契約の全部若しくは一部を下請(二次下請等も含む。)し、又は受託することを承諾しないものとする。

(各所属長への通知)

第7条 契約課長は、第4条第1項又は第2項の規定により指名停止を行い、若しくは同条第5項の規定により指名停止を解除したときは、各所属長に通知するものとする。また、有資格業者以外のもので、措置要件該当者であると認められたとき、又は当該措置要件該当者が措置要件に該当しなくなったと認められたときは、各所属長に通知するものとする。

(工事若しくは業務の妨害又は不当要求の際の措置)

第8条 市長は、本市契約の受注業者又は下請業者が、暴力団による工事若しくは業務の妨害又は不当要求を受けた際は、市長への報告を求めるとともに、警察への被害届の提出を指導するものとする。また、当該業者に対し、工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、本市契約の受注業者の下請業者が、暴力団による工事又は業務の妨害若しくは不当要求を受けた際は、当該下請業者に対し受注業者へ速やかに報告を行うよう、受注業者に指導を求めものとする。

(契約の解除)

第9条 市長は、受注者(受注者が共同企業体又は官公需適格組合であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)が次の各号に該当するときは、契約を解除し、指名停止措置要領に基づく措置を行うことができる。

- (1) 措置要件該当者であると認められたとき。
- (2) 下請契約又は、資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が別表第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (3) 前号に該当する場合のほか、発注者から、措置要件該当者を相手方とする下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の解除を求められたにも関わらず、これに従わなかったとき。

(外郭団体等への協力要請)

第10条 市長は、第4条の規定により指名停止等を行ったとき、又は有資格業者以外のもので措置要件に該当すると認められたときは、本市の外郭団体(千葉市外郭団体指導要綱において別表に掲げる法人をいう。)及び指定管理者に対して同様の措置を行うよう要請するものとする。

(関係機関への協力要請)

第11条 市長は、この要綱に基づく措置を実効あるものとするため、県警及びその他関係機関への積極的な協力を要請するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、2012年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定については、この要綱の施行の日以降に締結する本市契約について適用し、同日前に締結する本市契約については、なお従前の例による。
- 2 千葉県建設工事等暴力団対策措置要綱（1999年12月1日施行）は廃止する。

別表

措 置 要 件	期 間
1 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員であるとき	当該認定をした日から12か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき	当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
3 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき	当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
4 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき	当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
5 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員又は1から4に該当する法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき	当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで

入札日の持参品

1	一時貸付入札 参加受付書	入札参加受付の手続きを終了された方に交付されます。 (郵送で申込まれた方は、入札日当日受付時にお渡しします。)
2	入札書	「入札書」「封筒」は、当日受付に用意してありますが、入札者が事前に用意したものを使われても結構です。
3	印鑑	代理人の場合は、「委任状」の代理人使用印と同一の印鑑
4	委任状	法人の代表権の無い方や、個人の参加申込で代理人が入札に参加される場合に必要となります。
5	筆記用具	黒色のボールペン又は万年筆 ※ただしフリクションボールペン等（筆跡が消せるもの）の使用は不可

入札会場での手順

1 入札会場受付

(入札開始時間の10分前から)

- ・事前受付済みの「一時貸付入札参加受付書」をお見せください。
- ・代理人の方は、「委任状」を提出してください。

2 入札

- ・「入札書」に必要事項を記入・押印し（事前に用意しても結構です）封筒に入れ所定の入札箱に投函してください。

3 開札

- ・入札後直ちに開札し、金額を読みあげます。

4 落札者の決定

- ・入札された金額のうち、市が事前に定めた最低貸付価格以上で、最も高い価格をつけた方を落札者として決定します。

5 契約説明

- ・落札された方に契約手続、貸付料等の納付などについて説明します。

(記入例)

一時貸付入札参加申込書

2018年12月11日

千葉市長

一時貸付入札応募要領の参加資格・条件・内容等・および現地の状況を承諾の上、次のとおり入札の参加を申込みます。

申込物件番号
1

受付番号
※

住所	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
氏名 (会社名・代表者名)	管財株式会社 代表取締役 千葉太郎
担当者名 (部署・連絡先等)	総務課 千葉花子 043 (245) 5081

代表者印
印

・添付書類

『誓約書』及び以下の書類（法人の場合は『登記事項証明書』『法人市民税納税証明書』、個人の場合は『官公署が発行した住所の記載されている本人証明書類の写し又は住民票の写し』『個人市民税納税証明書』）を添付してください。（入札執行日の前3か月以内発行のもの）

その他、屋外広告業を行う場合は『屋外広告業者登録証』を添付してください。

・申込1物件につき、1枚の申込書が必要となります

----- (切り取り線) -----

一時貸付入札参加受付書

管財株式会社

代表取締役 千葉太郎 様

下記物件について、入札の参加申込を受付けました。

申込物件番号
1

受付番号
※

千葉市 財政局資産経営部 管財課

確認印
※

【注意事項】・入札の受付は入札開始時間の10分前から行います。

・代理人により入札を行う場合は、別途委任状が必要です。

※印のある欄は記入しないでください。

(記入例)

誓約書

2018年12月11日

千葉市長

所在地	千葉市中央区千葉港1番1号
商号又は名称	管財株式会社
代表者氏名	代表取締役 千葉 太郎
担当者名	千葉 花子

代表者印

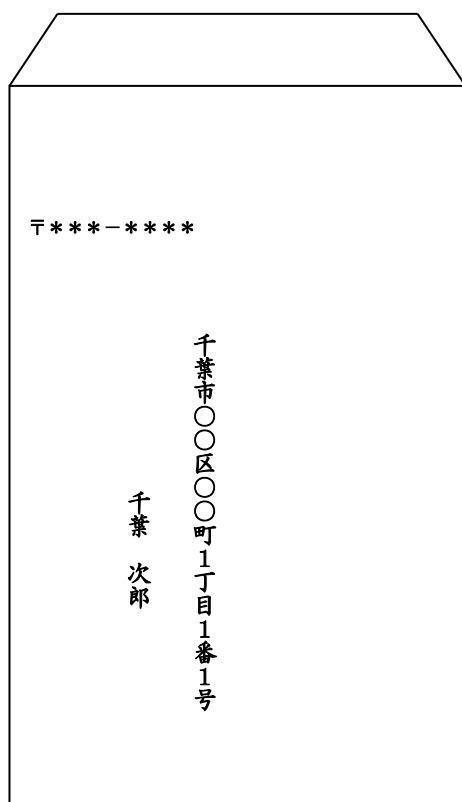
印

印

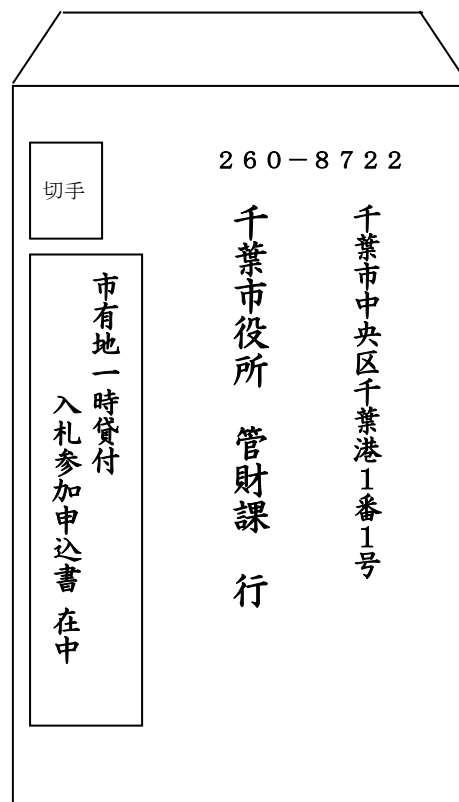
今般の市有地一時貸付の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約し、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び千葉県警察に送付されても異議ありません。また、千葉市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないことを誓約し、当該事実を確認するため、千葉県警察に照会されても異議ありません。

なお、千葉市内において、都市計画法に違反していないことも併せて誓約します。

封筒記載例



申込封筒 記入例 裏



申込封筒 記入例 表

郵送で申し込む場合の注意点

- 1 一時貸付入札参加受付書及び添付書類を確認後、受理したものについては電話連絡をします。
- 2 郵送で申し込む場合は、12月11日（火）から1月22日（火）までに到着したものが有効となります。（1月23日（水）以降の到着分は無効となります。）
- 3 記入にあたっては、楷書で記入してください。
- 4 記入間違い、不備がありますと、申込みが無効となる場合がありますので、提出の際、記載内容について、再度確認してください。
- 5 郵送される場合は、必ず郵便物の受領と配達記録の残る簡易書留にてお送りください。

(記入例)

入 札 書

物件番号

1

下記のとおり、契約締結に関する法令及び千葉市契約規則等の定めるところに従い、入札いたします。

金 額	十億	一億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円
				¥	○	○	○	○	○	○	

※ 金額の訂正は失格理由となります。

「¥」マークを記入すること

年 月 日

(入札者) 住 所
(所在) 千葉市中央区千葉港1番1号

フリ ガナ カン ザイ
氏 名 管 財 株式会社
(会社名・代表者名) 代表取締役 千葉 太郎 印

代表者印

※ 本人が入札する場合には不要です。



(代理人) 住 所 千葉市中央区千葉港2-1

氏 名 千葉 花子 印

注)・金額は1枠ずつに算用数字で記入し、金額の頭に¥をつけること。

・代理人が入札する場合、入札者の住所・氏名を記入、押印の上、代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印のこと。

(記入例)

委任状

2018年12月11日

千葉市長

(応募者)

住所 千葉市中央区千葉港1番1号

氏名 管財株式会社

(会社名・代表者名) 代表取締役 千葉太郎 印

代表者印

私は、下記の者を代理人と定め、一時貸付入札及びこれに付帯する権限を委任します。

(代理人)

住所 千葉市中央区千葉港2-1

氏名 千葉花子

代理人使用印

千葉

委任事項

- 1 下記入札及び開札に関する一切の件。

物件番号	物件の所在	面積 (㎡)
1	花見川区さつきが丘1丁目31番3	1,665.85㎡のうち 460.36㎡

【注意事項】

- ・複数の入札に参加される場合、委任状は物件ごとに必要となります。
- ・代理人使用印の枠内に、代理人が入札時に使用する印鑑を押印してください。
※ 入札では、この印鑑以外は使用できません。

一時貸付入札参加申込書

年 月 日

千葉市長

一時貸付入札応募要領の参加資格・条件・内容等・および現地の状況を承諾の上、次のおり入札の参加を申込みます。

申込物件番号

受付番号
※

住 所	
フリガナ 氏 名 (会社名・代表者名)	
担当者名 (部署・連絡先等)	

・添付書類

『誓約書』及び以下の書類（法人の場合は『登記事項証明書』『法人市民税納税証明書』、個人の場合は『官公署が発行した住所の記載されている本人証明書類の写し又は住民票の写し』『個人市民税納税証明書』）を添付してください。（入札執行日の前3か月以内発行のもの）

その他、屋外広告業を行う場合は『屋外広告業者登録証』を添付してください。

・申込1物件につき、1枚の申込書が必要となります

----- (切り取り線) -----

一時貸付入札参加受付書

様

下記物件について、入札の参加申込を受付けました。

申込物件番号

受付番号
※

千葉市 財政局資産経営部 管財課

確認印
※

【注意事項】・入札の受付は入札開始時間の10分前から行います。

・代理人により入札を行う場合は、別途委任状が必要です。

※印のある欄は記入しないでください。

誓約書

年 月 日

千 葉 市 長

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

担 当 者 名

印

今般の市有地一時貸付の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約し、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び千葉県警察に送付されても異議ありません。また、千葉県暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないことを誓約し、当該事実を確認するため、千葉県警察に照会されても異議ありません。

なお、千葉市内において、都市計画法に違反していないことも併せて誓約します。

入 札 書

物件番号

--

下記のとおり、契約締結に関する法令及び千葉市契約規則等の
定めるところに従い、入札いたします。

		十億	一億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	
金 額												円

年 月 日

(入札者) 住 所 _____
(所在)

フリ ガナ
氏 名

(会社名・代表者名) _____ 印

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

- 注) ・金額は1枠ずつに算用数字で記入し、金額の頭に¥をつけること。
 ・代理人が入札する場合、入札者の住所・氏名を記入、押印の上、代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印のこと。

委任状

年 月 日

千葉市長

(応募者)

住所 _____

氏名

(会社名・代表者名) _____ 印

私は、下記の者を代理人と定め、一時貸付入札及びこれに付帯する権限を委任します。

(代理人)

住所 _____

氏名 _____

代理人使用印

委任事項

- 1 下記入札及び開札に関する一切の件。

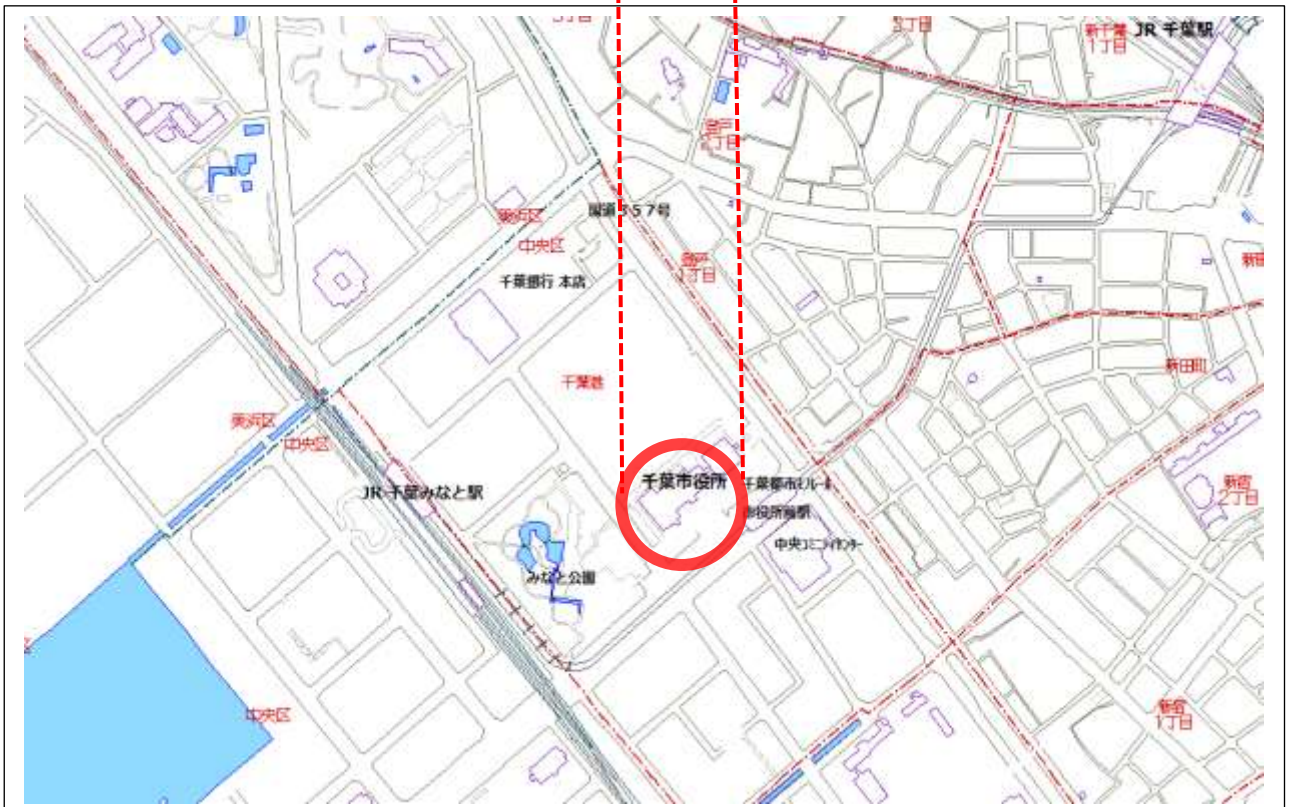
物件番号	物件の所在	面積 (㎡)

【注意事項】

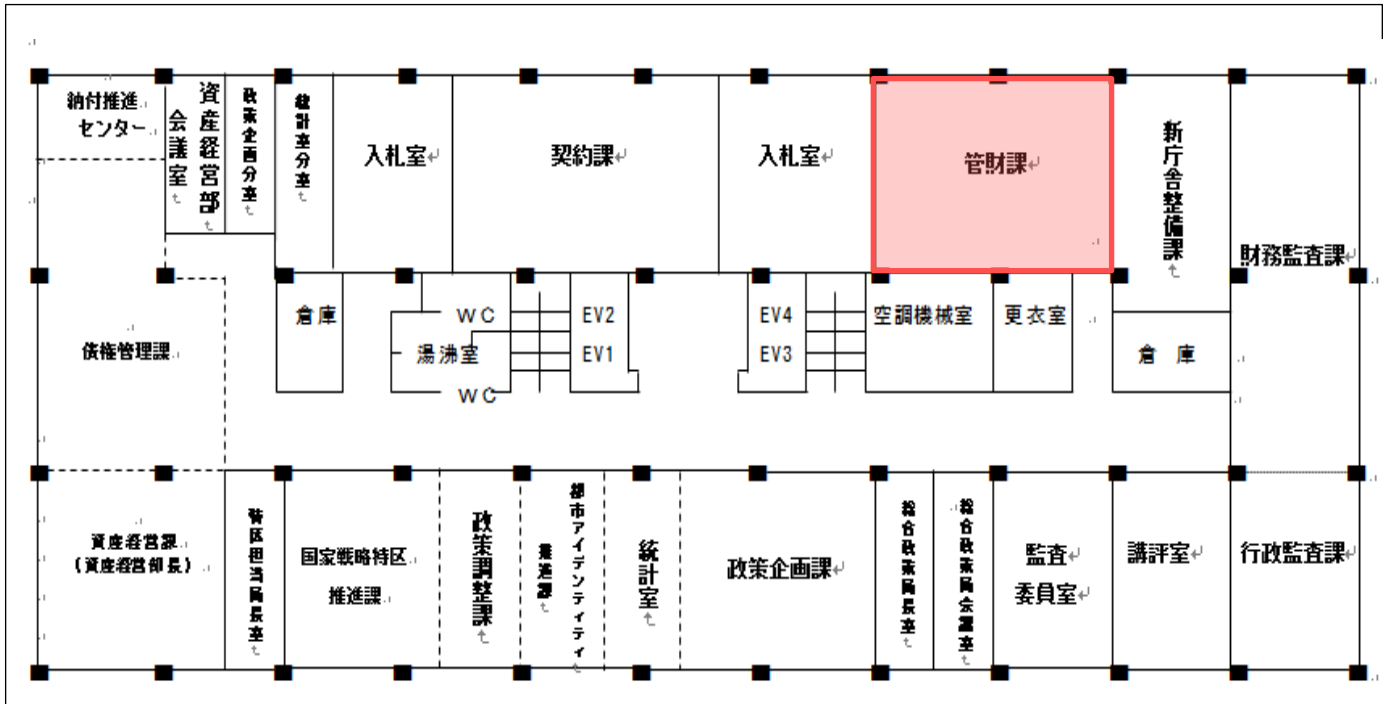
- ・複数の入札に参加される場合、委任状は物件ごとに必要となります。
- ・代理人使用印の枠内に、代理人が入札時に使用する印鑑を押印してください。
※ 入札では、この印鑑以外は使用できません。

案内図

<千葉市役所>



<申込受付場所_千葉市役所 5階 管財課>



<入札場所_千葉市役所 5階 資産経営部会議室>

